

## 東京都

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			3.6E+0	2.3E+2	233.5
64	エトフェンプロックス	2.0E+2	7.0E+1	5.2E+1	1.8E+2	502.3
117	テブコナゾール				1.8E+1	18.2
139	トラロメトリン			5.0E+1	1.4E+1	64.1
140	フェンプロパトリン			2.4E+1		23.8
153	テトラメトリン	2.2E+3	3.8E+1	2.0E+3	7.0E-1	4,189.7
181	ジクロロベンゼン	4.7E+3	1.0E+3			5,688.4
225	トリクロルホン		3.6E+1			35.6
248	ダイアジノン		3.8E+0			3.8
251	フェニトロチオン		9.4E+2	3.0E+1		972.6
252	フェンチオン	4.8E+1	3.5E+2	4.8E+1		442.1
256	デカン酸				2.6E+1	26.4
350	ペルメトリン	2.7E+2	1.9E+2	1.6E+2	3.8E+2	1,002.4
405	ほう素化合物		3.9E-1	4.5E+2	8.3E+0	463.4
427	カルバリル			1.7E+3		1,721.0
428	フェノブカルブ			1.1E+3	1.0E+3	2,125.6
457	ジクロールボス	1.0E+3	3.4E+3			4,396.2
合 計		8.4E+3	6.1E+3	5.6E+3	1.9E+3	21909.2

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等